

東九州メディカルバレー構想特区地域活性化方針

〔平成 23 年 12 月 22 日 内閣総理大臣決定〕
〔平成 29 年 3 月 27 日 一部変更〕

1. 地域の活性化に関する目標及びその達成のために取り組むべき政策課題

(1) 総合特区により実現を図る目標

大分県・宮崎県の産学官で策定した「東九州メディカルバレー構想」を基盤として、地域の特長である血液・血管関連の医療機器のみならず、介護・福祉機器分野を含む医療関連（以下「医療関連」という。）機器産業の国際競争力及び産業競争力の強化と海外市場への展開を見据え、研究開発促進や、地場企業の育成と成長、医療技術人材の育成などに取り組み、医療関連産業の更なる産業集積と健康寿命の延伸及び高齢者の活力ある生活への貢献を通じ、産業集積を活かした地域の活性化と医療関連分野でアジアに貢献する地域を目指す。

この取組により、我が国全体の医療関連機器産業の成長と日本製医療関連機器の市場拡大に寄与する。

(2) 国と地方で共有する包括的・戦略的な政策課題

① 医療関連機器の研究開発拠点づくり

東九州地域において医療関連機器産業の一層の集積を図るためには、既存の医療機器メーカー、医療関連機器産業に新規参入した地場企業等による産学官連携の研究開発を推進し国際競争力及び産業競争力を高め、一層の事業拡大を促進する必要がある。そのため、地域の大学等に整備した研究開発拠点の機能強化や有効活用を推進する必要がある。

② 医療技術人材育成拠点づくり

既存の医療機器メーカー、医療関連機器産業に新規参入した地場企業が東九州地域で開発・生産する医療関連機器の国際競争力及び産業競争力を高め、一層の事業拡大を促進するためには、域内で生産される日本製医療関連機器を国内外に普及させる必要がある。そのためには、こうした日本製医療関連機器を使いこなす日本式医療システムに精通する医療技術人材の育成を行うことが有効である。

③ 医療関連機器産業拠点づくり

東九州地域が、血液・血管関連の医療機器を中心として、世界有数の医療関連機器産業の集積地に発展するためには、既存の医療機器メーカーを地域が一体となって支援するとともに、地場企業の医療関連機器産業への参入促進や中核的企業の育成、医療関連企業の立地促進を図り、裾野の広い産業集積が必要である。

④ 医療ネットワークの拠点づくり

東九州地域で開発した血液・血管分野を始めとする日本製医療機器や汎用性の高い介護・福祉機器を国内外に普及させるためには、優れた日本式医療システムの研修等を提供するとともに、研究開発や人材育成の拠点を核とした国内外の医療ネットワークの拠点を構築するとともに活用する必要がある。

⑤ 医療関連産業の活性化とアジア諸外国との医療関連分野における国際交流の推進

医療関連機器の研究開発を通じ、健康寿命の延伸と高齢者の活力ある生活への貢献を図り、医療技術人材不足など地域が抱える医療関連分野の課題解消につなげていく必要がある。また、国際的な医療関連産業の拠点として発展するためには、今後医療・介護ニーズの急増が見込まれるアジア諸外国を始めとする海外との交流を広げる必要がある。

2. 目標を達成するために指定地方公共団体が実施し又はその実施を促進しようとする事業に関する基本的事項

(1) 解決策

① 医療関連機器開発の拠点づくり

地域の大学医学部に設置した研究開発拠点を活用し、東九州地域発の医療関連機器開発に向けて産学官で共同研究の推進を図る。

② 医療技術人材育成拠点づくり

地域の大学が整備を進める拠点を有効活用し、国内外の医療技術人材を対象に、血液・血管関連の医療機器を中心とした日本製医療関連機器を取り扱う医療技術人材の育成を図る。

③ 医療関連機器産業拠点づくり

地場企業の組織化等、地場企業の医療関連機器産業への新規参入の促進及び中核的企業の育成を支援するとともに、新たな医療関連企業の立地促進を行い、医療関連機器産業の更なる集積を図る。

④ 医療ネットワークの拠点づくり

日本式医療システムが国際的に普及し、東九州地域発の医療関連機器の市場が拡大するよう、海外の大学・研究機関や医療機関との連携を強化し、国際的な医療ネットワークを構築するとともにその活用を図る。

⑤ 医療関連産業の活性化とアジア諸外国との医療関連分野における国際交流の推進

地域が抱える医療関連分野の課題解消とともに、健康寿命の延伸と高齢者の活力ある生活への貢献に資する医療関連機器の研究開発を促進し、東九州地域の医療関連産業の活性化を図る。あわせて、医療関連産業拠点化の取組を進めることにより、医療技術人材の集積や医療機関の相互連携の強化を図る。また、医療関連機器の研究開発、医療関連機器操作トレーニング等の取組により海外医療技術人材の集積・交流を進めるとともに、東九州地域の地域資源と医療関連サービスを組み合わせた新たなサービスの提供となる医療関連分野における国際交流の推進を図る。

(2) その他

上記に係る事業のうち、新たな規制の特例措置等に係るものについては、申請者からの提案をもとに国と地方の協議の場における協議の議題とし、関係府省は、その協議の結果を踏まえ、関係機関と調整を図りながら、必要な措置を講ずるものとする。

3. その他必要な事項

特になし。